

一般社団法人前橋林業土木協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人前橋林業土木協会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を、群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、林業土木事業に関し、技術の向上、経営基盤の強化等に関する事業を行い、もって国土の保全及び地球環境の保全並びに森林土木事業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 林業土木技術者の養成及び研修
- (2) 林業土木事業の災害防止の推進及び指導
- (3) 林業土木事業に関する調査研究及び資料の収集
- (4) 林業土木事業に関する情報収集及び政策提言
- (5) 林業土木事業の発展に寄与した者の表彰
- (6) 林業土木事業に関する普及啓発及び広報
- (7) 会員の連絡、連携、交流
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福島県、栃木県、群馬県及び新潟県において行うものとする。

第3章 会 員

(構 成 員)

第 5 条 本会は、次条の規定により、本会の会員となった個人又は団体（以下「者」という。）をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第 6 条 本会の会員の資格を有する者は、福島県、栃木県、群馬県及び新潟県において林業土木事業を営む者とする。

2 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、総会の承認を受けなければならない。

3 会員は、その氏名（会員が団体の場合には、その名称及び代表者の氏名）又は住所に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届出なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費等の額を支払う義務を負う。

2 既に納入した会費等は、これを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、本会を退会しようとするとき、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(種類及び構成)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計画書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 定時総会は、事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、総会の日の1週間前までに、会員に対して、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した通知を発しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議 決 権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第17条 会員は、代理人により議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び当該総会に出席した会員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

- 第20条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事10名以上15名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち、1人を会長とし、4人以内を副会長、1人を常任理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄し、本会の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了までとする。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第26条 役員の報酬等は、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額により支給することができる。

(損害賠償責任の一部免除)

- 第27条 本会は、一般法人法第111条第1項に定める理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

- 第28条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が任免する。任期は2年とする。

- ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、本会の業務の運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 相談役は、本会の業務の運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第6章 理 事 会

(構 成)

- 第29条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した通知を発しなければならない。

(議 長)

- 第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副会長がこれに当たる。

(決 議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

- 第35条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第36条 本会の事業計画、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

- 第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配)

第38条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事 務 局

(設 置 等)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員の任免は、会長が行う。

第11章 補 則

(委 任)

第44条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、渡邊勇雄とし、副会長は、草野清明、渡部勲、青柳剛、鈴木秀城、常任理事は、木村政司とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。